

## 第8回 安来市農業委員会議事録

令和6年2月21日 午後2時00分 第8回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

### 1. 出席委員

1番	岩崎 金己君	2番	添田 俊之君	3番	新田 徹君	4番	横山 芳明君
5番	永塚 知芳君	6番	足立 仁行君	7番	北中 宏一君	8番	木戸 芳己君
9番	武上 隆雄君	10番	仲佐 久子君	11番	北川 正幸君	12番	新田 里恵君
13番	塩見 秀雄君	14番	渡邊 克実君	15番	佐々木吉茂君	17番	吉村 正君
18番	齋藤 哲君	19番	渡辺 和則君				

2. 欠席委員 なし

### 3. 出席事務局

堀江 規恵君 加藤 靖弘君 二岡 美保君

### 4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和6年2月21日 1日
日程第 3	議第31号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 4	議第32号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	報第29号 農地法第4条の規定による2a未満農地転用届出について
日程第 6	議第33号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 7	議第34号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8	議第35号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓掘屋・安来地区入植促進農地貸付けあっせん申出書の提出について
日程第 9	報第30号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第 10	報第31号 農地法第18条第6項の規定による通知について

### 5. 議事

事務局：堀江 規恵君

定刻になりましたので、只今から8回農業委員会を始めさせていただきたいと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、齋藤会長のあいさつをお願いいたします。

議 長：齋藤 哲君  
【あいさつ】

議 長：齋藤 哲君  
本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：堀江 規恵君  
本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第8回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議 長：齋藤 哲君  
欠席委員はどなたですか。

事務局：堀江 規恵君  
ありません。

議 長：齋藤 哲君

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により17番 吉村委員、19番 渡辺委員を指名いたします。

議 長：齋藤 哲君

日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：齋藤 哲君

ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：齋藤 哲君

日程第3 議第31号 農地法第2条の規定による非農地証明願について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

2ページをご覧ください。別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。  
3ページに案件の内容、4ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願は、3件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番から3番は同じ場所で同様の状況ですのでまとめてご説明いたします。1番から3番は、湿地帯にある農地で、地盤沈下により水が溜まるようになってから20年から30年間耕作することができず、原野化し現在に至るものです。この農地については、非農地証明事務取扱基準の（3）やむを得ない事情によって長期間耕作放棄され、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地の内、①その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると判断しております。以上です。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求める。1番から3番の案件について 12番 新田委員 お願いします。

12番：新田 里恵君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：齋藤 哲君

次に、現地調査報告を3班3番 新田徹委員お願いします。

3番：新田 徹君

3番 新田徹です。現地調査の報告をいたします。今月の調査班は3班で、横山班長、武上委員、新田里恵委員、佐々木委員、渡辺和則委員と発表者であります私、新田徹の委員全員の出席と事務局として堀江事務局長、加藤主幹に同伴いただき2月20日、火曜日、午後1時30分に集合し、最初に事務局

より説明を受けた後、現地の方を確認させていただきました。先ほどありましたように1番から3番は同じ場所の早田町で、農地法第2条、非農地証明願いに係る案件でございました。この場所は沼地状態で、周辺も含めて湿地帯で水が常に溜まっている状態であり、耕作されなくなってから2、30年以上経過をしているというふうな農地でございまして、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であると判断し、調査班としては許可妥当と判断しました。委員の皆様方のご審議をよろしくお願いします。以上です。

議長：齋藤 哲君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適當と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適當と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君

次に3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適當と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君

日程第4 議第32号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

5ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。6ページから10ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、8件で、すべて所有権移転です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は10メートル、農機具は田植機1台、トラクター2台、乾燥機4台、耕運機1台を所有しています。労働力は本人と妻、子の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し■です。2番及び3番は譲受人が同じですのであわせて説明させていただきます。2番及び3番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は2番、3番とも300メートル、農機具は田植機2台、トラクター5台、乾燥機5台、コンバイン3台を所有しています。労働力は本人のみとなります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、2番が申請面積に対し■、3番が申請面積に対し■です。4番は、農業をはじめるための所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は徒歩10分、農機具は管理機1台を所有しています。労働力は本人と母の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し■です。5番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は0.1キロ、農機具は地域で共有しておられるものを使用しておられるため、個人としての所有、リースはありません。労働力は本人のみとなります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■です。6番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は0.5キロ、農機具はトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、家畜12頭を所有しています。労働力は本人のみとなります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■です。7番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は5分から10分、農機具は管理機1台、運搬機1台を所有しています。労働力は本人と両親の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■です。8番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は150メートル、農機具は管理機1台、草刈機1台、軽バン1台を所有しています。労働力は本人と妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から説明を求めます。1番、2番、3番、7番、8番の案件について 5番 永塚委員お願いします。

5番：永塚 知芳君

5番 永塚でございます。1番と2番が譲渡人が一緒、それから2番と3番が譲受人が一緒ということで1、2、3番とも一緒に説明させていただきます。1番から3番ですけども、譲受人がこの辺の集落の担い手でございまして、この集落には4人担い手がいるうちの2人でございます。12月とか1月にも同じような形の申請がございました。20年前よりそれぞれの田んぼを譲受人が耕作しております、大型圃場整備に伴う許可の申請になりました。20年前より譲受人が耕作しておりますので、周りに迷惑をかけることはございません。委員の皆さんのお審議をよろしくお願ひいたします。7番につきましてですが、同居する親子関係でございます。譲渡人が高齢で、今のうちに長男である譲受人に対する農地の所有権を移転するものでございます。名義を移転するもので、他に影響を及ぼすことは全くありません。委員の皆さんのお審議をよろしくお願ひいたします。続いて8番、地目は田になっておりますが、現状は畠でございます。現在、譲渡人は米子より定期的に通って草刈等の管理をしておりますが、高齢になり管理が難しくなったという事です。申請地は私の田んぼのすぐ隣で今まで何回か会い、話をしたことございます。申請地より150mの所に実家がありまして、空き家となっております。数年前より売りに出している状態でございました。この度、農業に興味があり、機会があれば農業がしたいと考えていた譲受との間で家と共に購入することとなり、話がまとまったものでございます。現

在、譲受人は出雲市に在住でございますが、1年後には夫婦と共に移住する予定でございます。また、申請地におきましては無農薬でブルーベリーの栽培を予定しております。この周囲はコンクリートで囲んであります、泥等が流れることは全くございません。また、周りの住宅あるいは農地に影響を及ぼすことは全くありません。委員の皆さんのお審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

4番の案件について 14番 渡邊委員 お願いします。

14番：渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。4番案件についてご説明いたします。この案件は農地を所有していない譲受人が農地を求めるという案件でございます。以前から譲受人の母親と共に実家の市内、今津町ですけども、こちらの方でずっと実家の農地の耕作を長年にわたりお手伝いをされておられました。その隣接地が今回の申請地でございます。農地を求められて家庭菜園として利用される予定です。従って周辺に悪影響を及ぼすことはないと考えます。委員の皆さんのお審議よろしくお願ひいたします。

議長：齋藤 哲君

5番、6番の案件について 13番 塩見委員 お願いします。

13番：塩見 秀雄君

13番 塩見です。5番案件と6番案件は関連していますので一緒に説明をさせていただきます。まず5番案件につきましては、譲受人の家からすぐそばにある農地を以前より借りて耕作をされておりました。今回6番に出て来ますけども、農地の交換という形で今回の申請が出されております。6番案件につきましては、譲受人、先ほど説明がありましたけども、牛を飼っておられます。牛舎のそばにある農地を以前より借りて使用されておられました。今回の申請でお互いの農地を交換するという案件であり、周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えますので、委員の皆さん方のお審議よろしくお願ひいたします。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求める

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求める

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適當と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君

次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適當と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君

次に、5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適當と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君

次に、6番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適當と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君

次に、7番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適當と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に、8番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適當と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

日程第5 報第29号 農地法第4条の規定による2a未満農地転用届出について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

11ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第29条第1号の規定による2a未満農地の転用の届出がありましたので報告するものです。12ページに案件の内容、13ページに申請位置の地図を付けておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条による2a未満農地転用の届出は、1件です。1番の転用目的は農業用倉庫です。以上です。

議 長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君

日程第6 議第33号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

14ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の4の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。15ページに案件の内容、16ページから17ページに申請位置の地図を付けておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、2件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、土地の区分は、農用地区域内農地です。転用の目的は、営農型発電設備で、権利の種類は賃借権の設定です。期間は一時転用で3年間です。本件は、令和3年3月13日から3年間の一時転用の許可を受けている案件の更新になります。国の通達により、営農型発電設備の一時転用許可の更新について、(1)下部の農地における営農が適切に継続される事 (2)下部の農地での単収が同じ年の地域の同じ農作物の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収していない事 (3)生産された農作物の品質に著しい劣化が認められない事の3点を確認しています。農作物の状況報告では、作付作物である万両については量産栽培実績が無い状況ですが、千両については地域の平均的な単収と比較して102%となっています。ひきつづき日照と温度の調整への試行錯誤を続けており、現状で営農の適切な継続が確保されていないとは言えない状況です。3年後の事業継続の際に改めて確認することになりますが、これは、農地法施

行令第11条第1項第1号、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供する事が必要であると認められる場合に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この土地の賃貸料は、申請面積に対し年間■です。2番は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしていることから農地の区分は、第3種農地と判断します。転用の目的は、支店新築敷地で権利の種類は所有権の移転です。譲受人は支店新築の計画をするにあたり、必要な計画面積の条件を満たし、さらに住民の利便性を考慮して土地を選定する必要がありました。そのため、条件を満たしている申請農地を選定されました。第3種農地は農地法第5条第2項第1号ロの規定により転用の実現性などの一般基準を満たせば許可となります。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は申請面積に対し■です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について6番 足立委員お願いします。

6番：足立 仁行君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君

2番の案件について17番 吉村委員お願いします。

17番：吉村 正君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君

次に、現地調査報告を3班3番 新田委員 お願いします。

3番：新田 徹君

3番 新田でございます。まず1番案件についてご説明いたします。農地法第5条による一時転用更新の許可申請で、説明にもありましたように本件は令和3年3月13日から3年間の一時転用の許可を受けている案件の更新となるという事です。3年前の更新時において、作物の生育状況について色々ご意見があつたようありますけども、今回、現地を確認した際には、3年前よりかなり生育が良く、万両、千両が栽培されていますが、万両については収穫、出荷までいってないようございますけども、千両については収穫、出荷され■の収益を上げられているという報告を受けております。現況におきましても雑草の発生も少なく、防風ネットあるいは夏場の灌水といったことでの灌水施設の設置等も整備されており、的確な肥培管理によって生育は3年前よりかなり良好と判断し、委員全員一時転用更新許可是適当と判断いたしました。2番案件は、場所は広瀬町広瀬でございます。譲受人が支店移転新築の計画をするにあたりまして、必要な計画面積の条件を満たし、さらに住民の利便性を考慮して土地を選定する必要があり、その条件を満たしている申請農地を選定されました。譲渡人は県外の方でありますけれども、所有権移転に合意され、今回の申請となったという事でございます。現地は1318m<sup>2</sup>でございまして、支店建設後の生活排水は公共下水に接続する。雨水は施設内に側溝、溜枠を設置し下水に流すというふうな事でございます。また、周辺に農地はなく影響を及ぼすようなことはないと考えます。調査班としては許可妥当と判断いたしました。委員の皆様方のご審議をよろしくお願いします。以上です。

議長：齋藤 哲君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適當と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適當と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

日程第7 議第34号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

18ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請については、21ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権223件、面積25万6千340.05m<sup>2</sup>、使用賃借権210件、面積15万2千224.43m<sup>2</sup>、全体で433件、総面積が40万8千564.48m<sup>2</sup>となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：清水 仁志君

農林振興課の清水でございます。議第34号についてご説明いたします。詳細につきましては22ページから80ページまでとなっております。今月の利用集積計画ですが、番号1から39まで、及び番号96から107までが農業経営基盤強化促進法による利用権設定、番号40から95までが農地中間管理事業による利用権設定となっております。番号54から95までにつきましては地域の法人が岩舟町地内の農地を借り受けるもので、岩舟町の全農地約25haのうち約12.5haを集積するものです。なお、番号50につきましては取り下げにより欠番となっております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君

日程第8 議第35号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付けあっせん申出書の提出について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

81ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり申出書の提出がありましたので審議を求めるものです。申出の内容等につきましては、82ページから92ページに掲載しておりますのでご覧ください。今月の農地貸付あっせん申出は2件です。詳細については、農林振興課の方から説明します。以上です。

農林振興課：清水 仁志君

議第35号について、ご説明いたします。公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付事業要領第5条により貸付あっせん申出書の提出がありましたので、市を経由して農業委員会へ提出いたしました。今月は2件ございます。83ページからの株式会社岡農産について、穂日島干拓地内で約7ヘクタールの農地を借受け飼料用とうもろこしを栽培する法人です。今回の借入希望農地は経営面積拡大のため、干拓内の公社未貸し出し農地約30アールについて利用権設定し、借受けるものです。88ページからの株式会社花万について、穂日島干拓地内で約90アールの農地を借受けブロッコリーおよびスイートコーンを栽培する法人です。今回の借入希望農地は経営面積拡大のため、干拓内の公社未貸し出し農地約30アールについて利用権設定し、借受けるものです。あっせんの適格者の可否のご審議よろしくお願ひ致します。

議長：齋藤 哲君

この案件につきましては、5番 永塚農業振興対策委員長の報告をお願いします。

5番：永塚 知芳君

5番 永塚でございます。2月14日に農業振興対策委員会を開きました。その席上この2件のあっせんがありまして、説明をさせていただきました。その後、私、永塚とそれから渡邊克実副委員長と二岡さんとで現地の確認をしました。現地では担当者の説明を受けました。いずれも現在借りておられるところへ、岡農産につきましては現在借りているところのすぐ隣、それから花万さんにつきましては初めてでございますが、図の一番下の方に赤く塗ってあると思いますが、そこですでにやっておられまして、私たちの委員会では申し出が借受人として適格であるかという審査でございますので、委員会としてはこのあっせんを了解させていただくという事になりました。以上でございます。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

17番：吉村 正君

議長。

議 長：齋藤 哲君  
17番 吉村委員。

17番：吉村 正君

17番 吉村ですが、2つ目の花万さんのものについてですね、間違いもあるかもしれません、89ページの一番下の経営余剰マイナス ■ となっていますけども、これ現在ですが、これの経営改善計画はどのような計画があるのかという事と、次の90ページの中ほどに5年後の年間経営収支という欄がございますが、収入が ■ となっていますが、その上の計画から見ると ■ じゃないかと思います。そうしますと5年後の経営収支がプラス ■ という差し引きになっていますが、これが ■ になるのではないかなど、これが間違いなのかどうなのか、最初の経営改善計画と関連がありそうなので、わかる範囲で結構でございます。

農林振興課：清水 仁志君

今ご質問いただきました2点につきまして、今、手持ちで詳細が確認できる資料がございませんので、また後日になってしまいますが確認と報告をしたいと思います。

議 長：齋藤 哲君  
吉村委員よろしいですか。

17番：吉村 正君  
はい。

議 長：齋藤 哲君  
今資料がないという事で、後で報告とさせていただきます。他には質問ありませんでしょうか。

議 長：齋藤 哲君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君  
全員賛成ですので、この案件については適當と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君  
日程第9 報第30号 農地法第3条の3の規定による届出について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君  
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君  
93ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。94ページから95ページに届出内容を載せておりますのでご覧ください。今月の届出については、4件で、すべて相続です。以上です。

議 長：齋藤 哲君  
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君

日程第10 報第31号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

96ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。97ページから98ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、7件で農業経営基盤強化法による賃貸借の解約7件です。以上です。

議 長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第8回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 2時55分)